

(仮称) 練馬区ねりっこクラブ条例（骨子案）
への意見募集について

【意見募集期間】

平成27年4月1日（水）～4月20日（月）

練馬区

1 意見募集の趣旨

練馬区では、「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」を策定し、子どもの成長と子育ての総合的な支援を行うこととしました。

この計画の中で、全ての小学生が安全で充実した放課後を過ごすことができる環境を整備していくことを目的とし、「練馬区立学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）」と「児童放課後等居場所づくり事業（以下「ひろば事業」という。）」が持つそれぞれの機能や特色を維持しながら、両事業を一体的に行う「ねりっこクラブ」を実施することとしています。

この度、ねりっこクラブの内容を定める条例の骨子案がまとまりましたので、区民の皆様からのご意見を募集します。

※〈参考〉 学童クラブおよびひろば事業の内容

① 学童クラブ

保護者が共働きなどのため、放課後の保育を必要とする児童を預かり、指導員の指導のもとに遊びや生活を通じて、児童の健全な育成を図る事業です。

② ひろば事業

地域住民を主体として組織する学校応援団が小学校の校庭、教室等を活用して、放課後の児童の遊び、学習および交流の場を提供する事業です。

2 意見を募集する条例（骨子案）

（仮称）練馬区ねりっこクラブ条例（骨子案）…別紙

※ ねりっこクラブは、現在の学童クラブとひろば事業が、それぞれ持つ機能や特色を維持しながら、一体的な運営を行うことによって児童がともに過ごす時間を作るという特徴があります。骨子案には区分欄を設けて、以下のとおり「○」を記載しています。

- ① 「学童クラブ機能」のみに係る内容は「学」欄に「○」
- ② 「ひろば機能」のみに係る内容は「ひ」欄に「○」
- ③ 「学童クラブ機能」および「ひろば機能」両方に係る内容は両方の区分欄に「○」

3 関連する計画

- (1) みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～（平成27年3月）
- (2) 練馬区子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）

4 関連する法令等

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (2) 練馬区立学童クラブ条例（平成元年12月練馬区条例第56号）
- (3) 練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例（平成27年3月練馬区条例第 号）
- (4) 練馬区立学校の施設を活用する事業に関する規則（平成23年5月練馬区教育委員会規則第20号）
- (5) 児童放課後等居場所づくり事業実施要綱（平成23年5月23日23練教生生第738号）

5 施行期日

平成28年4月1日（予定）

6 募集期間等

(1) 募集期間

平成27年4月1日（水）～4月20日（月）

(2) 周知方法

こども施策企画課（区役所本庁舎 1階）、区ホームページ、図書館、区民情報ひろば（区役所西庁舎1階）で周知します。

(3) 提出方法

①住所、②氏名（ふりがな）、③電話番号、④条例の骨子案に対するご意見を明記し、上記期間内必着で郵送、ファクスまたは電子メールで下記提出先へお送りください（様式は自由です）。

【提出先】〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区教育委員会事務局 こども家庭部

こども施策企画課 放課後児童対策担当係

ファクス 03-5984-1220

電子メール KODOMOSISAKU02@city.nerima.tokyo.jp

(4) 意見の公表

いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類した上、ホームページ等で公表します。

なお、個々のご意見に対して、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

7 今後のスケジュール

平成27年6月 条例案を平成27年第二回練馬区議会定例会に提出予定

平成28年4月 条例施行予定

8 その他

本条例（骨子案）に関する主な内容を概要図（P4）でお示ししています。こちらも併せてご覧ください。

概要図

『みどりの風吹くまちビジョン』新しい成熟都市・練馬をめぐらして～「戦略計画」

卷三

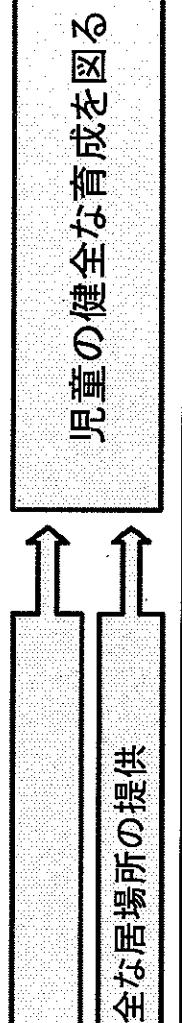
- 放課後等に保育に欠ける児童の保育および指導
 - 放課後等に多様な体験・活動を行うことができる方

卷之二



○学童クラブとひろば事業が持つそれぞれの機能や特色を維持しながら、両事業を「一体的」に行う「なりっこクラブ」を実施する。

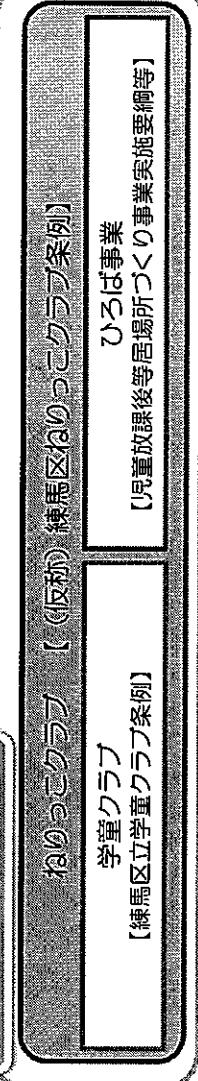
内容



ねりっこクラブ

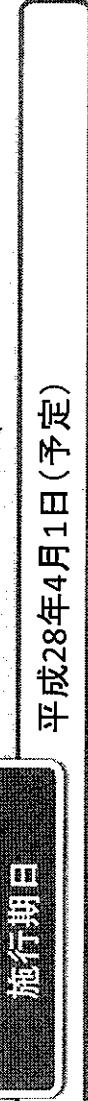
| ねりっこクラブ | |
|-----------------------------------|--|
| ねりっこ学童クラブ (ねりっこクラブにおける学童クラブ機能) | ねりっこひろば (ねりっこクラブにおけるひろば機能) |
| 実施場所 | 同一の練馬区立小学校内等 |
| 対象児童 | ○区内在住(区域外就学児童を含む。)で保育に欠ける児童 |
| 実施日 | ○月～土曜日(祝日、年末年始を除く) |
| 利用時間 | ○授業日 放課後～19:00 ○学校休業日 8:00～19:00 |
| 保育料 | ○延長なし 5,500円/月 ○延長あり 8:00～9:00 +500円/月 19:00～19:30 +2,000円/月 |

案例分析



※ 事業者と学校応援団の役割分担については、小学校ごとの状況に応じて定めます。

平成28年4月1日(予定)



| 区分 | | 骨子案 | 補足説明 |
|-----------------|---|---|---|
| 学 | ひ | | |
| 第1 目的 | | | |
| ○ | ○ | 1 この条例は、小学校に在籍する児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等の居場所を提供するとともに、小学校に在籍する児童で保育に欠けるものの保育および指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。 | |
| 第2 用語の定義 | | | |
| ○ | | <p>1 「保育に欠ける」とは、つぎに掲げる事由により、児童が放課後または学校休業日に保護者の保護育成を受けられないことをいう。</p> <p>(1) 保護者が就労、就学または技能訓練をしていること。</p> <p>(2) 保護者が疾病または心身の障害の状態にあること。</p> <p>(3) 保護者が看護または付添いをしていること。</p> <p>(4) その他区長が相当と認める事由</p> | <p>練馬区立学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）の「保育に欠ける」定義と同様です。</p> <p>（参考：練馬区立学童クラブ条例（平成元年12月練馬区条例第56号）第3条）</p> |
| 第3 事業等 | | | |
| ○ | ○ | 1 第1の目的を達成するため、同一の練馬区立小学校内等において、つぎに掲げる事業（以下「ねりっこクラブ」という。）を行う。 | 学童クラブと児童放課後等居場所づくり事業（以下「ひろば事業」という。）が持つそれぞれの機能や特色を維持しながら、両事業を一体的に行います。 |

| 区分 学 ひ | 骨子案 | 補足説明 |
|--------------|--|---|
| ○ | (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「ねりっこ学童クラブ」という。） | 学童クラブと同様に児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、「練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例（平成 27 年 3 月練馬区条例第 1 号）」に従い実施します。 (参考：児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項および第 34 条の 8 第 1 項ならびに練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例) |
| ○ | (2) 放課後等における児童の遊び、学習および交流の場を提供する事業（以下「ねりっこひろば」という。） | ひろば事業と同様に放課後等における児童の遊び、学習および交流の場を提供します。 (参考：練馬区立学校の施設を活用する事業に関する規則（平成 23 年 5 月練馬区教育委員会規則第 20 号）第 2 条) |
| ○ ○ | 2 区長は、ねりっこ学童クラブおよびねりっこひろばを利用する児童が、日常的に居場所を共有し、相互に交流することができるよう、ねりっこ学童クラブおよびねりっこひろばの連携および調整を行うものとする。 | ねりっこ学童クラブおよびねりっこひろばの児童がともに過ごせる時間を作ります。 |
| ○ ○ | 3 区長は、ねりっこクラブの円滑な運営を図るため、ねりっこクラブの管理および調整を行う者ならびに運営に関し責任を有する者を配置するとともに、関係者が情報交換を行うことができる体制を整備するものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理および調整を行う者…コーディネーター（区職員） ・運営に関し責任を有する者…有資格の運営責任者 ・関係者が情報交換を行うことができる体制…運営協議会 |

| 区分 | | 骨子案 | 補足説明 |
|---------|---|---|--|
| 学 | ひ | | |
| 第4 実施場所 | | | |
| ○ | ○ | 1 ねりっこクラブは、別に定める実施場所において行う。 | ねりっこクラブとして位置付けた学童クラブについては、練馬区立学童クラブ条例の別表第1から削除します。 |
| 第5 対象児童 | | | |
| ○ | | 1 ねりっこ学童クラブに入会できる者は、練馬区の区域内に住所を有する小学校に在籍する児童(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条の規定に基づき区域外就学について練馬区教育委員会の承認を受けた児童を含む。)で、保育に欠けるもののうち、練馬区規則(以下「規則」という。)で定めるものとする。 | 学童クラブの対象児童と同様です。 (参考:練馬区立学童クラブ条例第4条) |
| | ○ | 2 ねりっこひろばを利用する者は、ねりっこ学童クラブの利用者およびねりっこクラブを実施する練馬区立小学校(以下「実施校」という。)に在籍する児童とする。 | ひろば事業の対象児童に加え、ねりっこ学童クラブの利用者を対象児童とします。 (参考:児童放課後等居場所づくり事業実施要綱(平成23年5月23日23練教生生第738号)第3条) |
| | ○ | 3 上記2のほか、区長が特に必要と認める者は、ねりっこひろばを利用することができる。 | |

| 区分 | | 骨子案 | 補足説明 |
|---------------|---|---|--|
| 学 | ひ | 第6 休業日 | |
| ○ | ○ | <p>1 ねりっこクラブの休業日は、つぎのとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日</p> <p>(3) 1月2日、同月3日および12月29日から同月31日まで</p> | <p>ねりっこ学童クラブの実施日は、学童クラブと同様です。</p> <p>ねりっこひろばは、ひろば事業の実施日に加え、長期休業(夏・冬・春休み)中も実施します。</p> <p>(参考:練馬区立学童クラブ条例第5条および練馬区立学校の施設を活用する事業に関する規則第3条、別表)</p> |
| | ○ | 2 ねりっこひろばは、上記1のほか、土曜日を休業日とする。 | |
| ○ | ○ | 3 区長は、特に必要があると認めたときは、上記1および2の休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。 | |
| 第7 保育および指導時間等 | | | |
| ○ | | <p>1 ねりっこ学童クラブの保育および指導時間は、つぎの(1)から(3)までに掲げる日の区分に応じ、それぞれつぎの(1)から(3)までのとおりとする。</p> <p>(1) 小学校の授業日(土曜日を除く。) 放課後から午後6時まで</p> <p>(2) 土曜日 午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 小学校の休業日(土曜日を除く。) 午前9時から午後6時まで</p> | 学童クラブの保育および指導時間と同様です。(参考:練馬区立学童クラブ条例第6条) |
| ○ | | 2 上記1の保育および指導時間にかかるわらず、保育および指導時間の終了時間を午後7時まで延長し、上記1(2)および(3)の開始時間を午前8時に繰り上げることができる。 | |

| 区分 | | 骨子案 | 補足説明 |
|----|---|--|---|
| 学 | ひ | | |
| | ○ | <p>3 ねりっこひろばの実施時間は、つぎの(1)および(2)に掲げる日の区分に応じ、それぞれつぎの(1)および(2)のとおりとする。</p> <p>(1) 実施校の授業日 当該実施校の放課後から午後5時までの間で規則で定める時間</p> <p>(2) 実施校の休業日 午前9時から午後5時までの間で規則で定める時間</p> | <p>ねりっこひろばは、ひろば事業と同様、夏季は午後5時までとし、冬季は午後4時30分までと規則において定める予定です。</p> <p>(参考：練馬区立学校の施設を活用する事業に関する規則第3条、別表)</p> |
| ○ | ○ | 4 上記1から3までにかかわらず、区長は特に必要があると認めたときは、上記1および2の保育および指導時間ならびに上記3の実施時間を変更することができる。 | |

第8 入会の手続等

| | | | |
|---|---|---|--|
| ○ | | 1 ねりっこ学童クラブへの入会を希望する児童の保護者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。 | 学童クラブの入会の手續等と同様です。 (参考：練馬区立学童クラブ条例第7条) |
| ○ | | 2 区長は、上記1の承認に際し、必要な条件を付けることができる。 | |
| ○ | | 3 区長は、規則で定める基準により入会の承認を行うものとする。 | |
| ○ | ○ | 4 ねりっこひろばの利用を希望する児童の保護者は、あらかじめ、区長に登録の申込みをしなければならない。ただし、上記3により、ねりっこ学童クラブの入会の承認を受けた場合は、この限りでない。 | ひろば事業の登録と同様です。 (参考：児童放課後等居場所づくり事業実施要綱第4条) |

| 区分 学 ひ | 骨子案 | 補足説明 |
|------------|--|---|
| 第9 入会の不承認 | | |
| ○ | <p>1 区長は、つぎのいずれかに該当すると認めたときは、ねりっこ学童クラブの入会を承認しない。</p> <p>(1) 児童が疾病その他の事由により集団生活に適さないと認められるとき。</p> <p>(2) ねりっこ学童クラブの運営上支障があると認められるとき。</p> <p>(3) その他区長が入会を不適当と認めたとき。</p> | <p>学童クラブの入会の不承認と同様です。</p> <p>(参照：練馬区立学童クラブ条例第8条)</p> |
| 第10 保育料 | | |
| ○ | 1 ねりっこ学童クラブに入会した児童の保護者は、児童1人につき月額 5,500 円の保育料を納付しなければならない。 | <p>学童クラブの保育料と同様です。</p> <p>(参考：練馬区立学童クラブ条例第9条)</p> |
| ○ | 2 上記1にかかわらず、生計を一にする世帯から2人以上の児童がねりっこ学童クラブに入会している場合において、2人目以降の児童に係る保育料の額は、当該児童1人につき月額 4,500 円とする。 | |
| ○ | 3 第7の2に定めるところにより、午後7時まで保育および指導を受ける場合は児童1人につき月額 2,000 円を、午前8時から保育および指導を受ける場合は児童1人につき月額 500 円を上記1または2に定める額に加算する。 | |
| 第11 保育料の減免 | | |
| ○ | 1 区長は、特に必要があると認めたときは、第10に定める保育料を減額し、または免除することができる。 | <p>学童クラブの保育料の減免と同様です。</p> <p>(参考：練馬区立学童クラブ条例第10条)</p> |

| 区分 | | 骨子案 | 補足説明 |
|------------------------|---|--|--|
| 学 | ひ | | |
| 第 12 保育料の不還付 | | | |
| ○ | | 1 既納の保育料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その全部または一部を還付することができる。 | 学童クラブの保育料の不還付と同様です。 (参考：練馬区立学童クラブ条例第 11 条) |
| 第 13 入会の承認の取消し等 | | | |
| ○ | | 1 区長は、つぎのいずれかに該当するときは、ねりっこ学童クラブの入会の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。 (1) 利用の目的または条件に違反したとき。 (2) この条例または区長の指示に違反したとき。 (3) 正当な理由がなく長期間にわたって利用がないとき。 (4) 災害その他の理由により施設等の利用ができなくなったとき。 (5) その他区長が特に必要があると認めたとき。 | 学童クラブの入会承認の取消し等と同様です。 (参考：練馬区立学童クラブ条例第 12 条) |
| | ○ | 2 区長は、上記 1 のうち、(3)を除くいずれかの事由に該当するときは、ねりっこひろばに登録する児童の利用を制限し、または停止することができる。 | ひろば事業の利用の制限等と同様です。 (参考：練馬区立学校の施設を活用する事業に関する規則第 8 条) |
| 第 14 委任 | | | |
| ○ | ○ | 1 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 | 事業の基本的な内容については条例で定めますが、その細目については規則に委任します。 |